

土地の所在

高松市木太町字小原
664番1、672番1、672番2、672番3、672番4
及び地先水路

土地利用計画図

開発許可済

開発許可
年月日

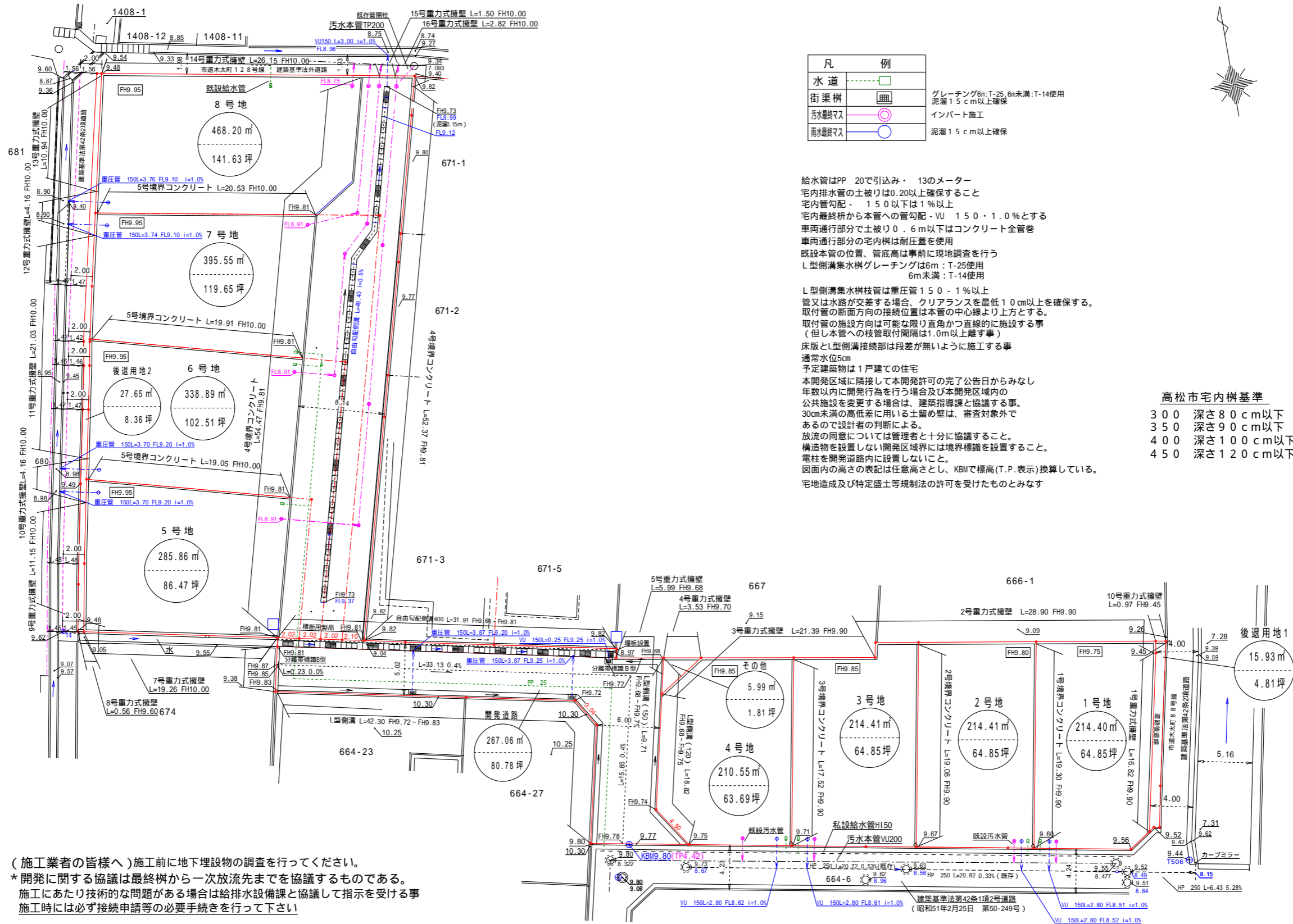
令和
年
月
日

申請者

株式会社きさらぎ
代表取締役 市原英幹

作成者
住所・氏名

高松市春日町1643番地9
行政書士 石井正志



凡 例	
水道	グレーチング6m:T-25,6m未満:T-14使用 泥溜15cm以上確保
街渠柵	インバート施工
汚水最終マス	泥溜15cm以上確保
雨水最終マス	

給水管はPP 20で引込み・13のメーター
 宅内排水管の土被りは0.20以上確保すること
 宅内管勾配 150以下は1%以上
 宅内最終柵から本管への管勾配 - VU 150・1.0%とする
 車両通行部分で土被り0.6m以下はコンクリート全管巻
 車両通行部分の宅内柵は耐圧蓋を使用
 既設本管の位置、管底高は事前に現地調査を行う
 L型側溝集水柵グレーチングは6m:T-25使用
 6m未満:T-14使用
 L型側溝集水柵枝管は重圧管150・1%以上
 管又は水路が交差する場合、クリアランスを最低10cm以上を確保する。
 取付管の断面方向の接続位置は本管の中心線より上とする。
 取付管の施設方向は可能な限り直角かつ直線的に施設する事
 (但し本管への枝管取付間隔は1.0m以上離す事)
 床版とL型側溝接続部は段差が無いように施工する事
 通常水位5cm
 予定建築物は1戸建ての住宅
 本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし
 年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の
 公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議する事。
 30cm未満の高低差に用いる土留め壁は、審査対象外で
 あるので設計者の判断による。
 放流の同意については管理者と十分に協議すること。
 構造物を設置しない開発区域界には境界標識を設置すること。
 電柱を開発道路内に設置しないこと。
 図面内の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。
 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたものとみなす

高松市宅内柵基準

300	深さ80cm以下
350	深さ90cm以下
400	深さ100cm以下
450	深さ120cm以下

(施工業者の皆様へ)施工前に地下埋設物の調査を行ってください。
 * 開発に関する協議は最終柵から一次放流先までを協議するものである。
 施工にあたり技術的な問題がある場合は給排水設備課と協議して指示を受ける事
 施工時には必ず接続申請等の必要手続きを行って下さい

縮 尺 1/400